

「売れる商品づくり事業」 企画提案募集要領

目 次

■業務委託内容

業務の目的

- 1 業務委託の期間・委託料
- 2 業務委託の内容

■公募・手続き等

- 3 公募への参加資格
- 4 応募手続き等
- 5 申請書類の内容及び提出方法
- 6 評価・選定方法
- 7 委託先候補者選定後の手続きに関する留意事項

- 別記 様式 1 参加表明書
様式 2 誓約書
様式 3 質問書
様式 4 企画提案書

島根県では、県内に事業拠点を有する食品・伝統工芸品等の加工又は製造事業者（以下、「県内事業者」とする）を対象に、経営やブランディング及び商品提案に関する講座を開催し、県内事業者の魅力ある新商品の開発又は既存商品のブラッシュアップを行うことで全国に通用する「売れる商品」を生み出すとともに県内事業者の商品提案力向上を図ることとしています。

本事業を効果的に進めるため、広く企画提案を募集します。

1. 業務委託の期間・委託料

(1) 契約期間^{※1}

契約締結日から令和8年3月31日

※1：契約締結日は、令和7年4月1日以降を予定。また、この企画提案募集は、令和7年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、予算成立後に効力が生じるものとし、島根県議会において令和7年度当初予算が否決された場合は、契約を締結しないこととする。

(2) 業務委託料

13,100千円（消費税等含む）を上限とする。

2. 業務委託の内容

県内事業者を対象に以下の業務を実施すること。

なお、業務の実施においては、委託者と十分に協議のうえ進めること。

(1) 説明会及び講座の実施

① 説明会・講演会

本事業の目的、経営やブランディング及び商品提案力の必要性等の本事業に関する内容を広く県内事業者に周知し、参加を促すための説明会・講演を開催すること。

(1回)

② 講座

ア 経営戦略、ブランディング等の魅力ある商品づくり及び県内事業者が主体的に販路開拓を進めるための商品提案力強化に必要なテーマを取り扱う講座を複数回企画すること。

イ 複数回の講座を一貫して受講することで本事業の目的を達成するパッケージとすること。

ウ 講座の最終回には新商品又は既存商品をブラッシュアップした成果品の発表会を行うこと。

エ 講座各回終了後、売れる商品づくりに取り組む県内事業者へ適宜フォローアップを行うこと。

③ 実施方法

ア 説明会は対面・オンライン併用で実施し、講座は全て対面により実施すること。

イ 講座は座学のほか、グループワーク等の参加事業者の主体的な意見交換の場を設けること。

④ 参加事業者の募集・選定

ア 説明会及び講座への参加を希望する県内事業者は委託者が募集し、とりまとめは受託者が行うこと。

イ 説明会及び講座の募集を行うためのチラシは、受託者が作成すること。

ウ 講座の参加事業者は食品等製造事業者15社、伝統工芸品等製造事業者5社程度とし、委託者と協議のうえ、参加事業者を選定すること。

⑤ 期間

委託者と協議のうえ、(3)に記述する展示商談会への出展申込期日までに間に合う期間で開催すること。

⑥ 開催場所

講座の各回の開催場所は委託者と協議のうえで決定すること。

⑦ 費用

説明会、講座及びフォローアップに係る一切の費用は委託契約金額に含めることとし、参加者からは受講費を徴収しないこととする。

(2) 審査会の実施

講座の成果発表後、各参加者の新商品を評価し、順位付けを行うこと。

なお、審査員・審査基準等は委託者と協議のうえ決定すること。

(3) 展示商談会の出展支援

審査会終了後、審査の結果に基づき5社程度を選定し、下記要件を満たす展示商談会への出展手続きとブースの設営・装飾、撤去等の業務を行うこと。

① 展示商談会の要件

ア 大都市圏で開催されること。

イ 100社以上の出展実績があること。

ウ 2000人以上のバイヤーの来場実績があること。

エ 食品、伝統工芸品等が出展可能なこと。

② ブース

各出展者が商品の陳列および商談を行うために十分なスペースを確保すること。

③ 出展者及び主催者との調整・連絡

ア 展示商談会的主催者と連絡・調整し、必要手続きおよび飲食物の取り扱い、電気・水道工事、装飾、レンタル備品等を含む各申請書・申込書等の展示商談会に関する情報を適宜把握し、委託者と協議のうえ、必要であれば出展者へ案内・照会し、とりまとめ、提出すること。

イ その他、主催者から提供されない装飾、レンタル備品、電気・水道工事等の出展に必要な要望が出展者からあった場合には、委託者と協議のうえ対応すること。

ウ 出展者からの質疑があった場合、委託者および主催者に随時協議・確認のうえ、対応すること。

④ 出展費用

ア (3)③アに記述する展示商談会出展に係る費用は、委託契約金額に含めることとする。

イ (3)③イに記述する展示商談会出展に係る費用は、委託者と協議のうえ決定することとする。

(4) 業務に関する総括的事項

① 事業実施体制

本事業の実施にあたり、受託者は食品・伝統工芸品等の経営戦略、ブランディング等の魅力ある商品づくり及び商品提案、販路拡大に関する相当程度の知識を有すること。

② 実施計画書の提出

受託者は、契約締結後速やかに、本業務の実施体制・業務内容・年間事業計画等を記載した実施計画書を委託者に対し提出すること。

また、計画を変更しようとする場合には、速やかに委託者の承認を受けること。

③ 実施状況報告書の提出

受託者は、講座各回終了後速やかに、委託者へ講座内容等について報告書を提出すること。

④ 中間報告の実施

受託者は、全講座の半分程度の課程を完了した時点で、委託者へ中間報告を実施すること。

⑤ 業務の実績報告書の作成

受託者は委託業務完了後、速やかに以下の内容を記載した委託業務完了報告書を提出すること。

ア 実施内容

イ 作成した広報物のまとめ等

ウ 実施内容の詳細がわかる資料（写真等）

エ 実施内容の成果がわかる資料（各県内事業者の成果品及び展示商談会の商談結果等）

(5) 業務の成果指標及び数値目標

上記の業務を実施するにあたり、その成果指標及び数値目標を次のとおり定める。

① 開発された「売れる商品」の数

計 10 品目以上

② 開発された「売れる商品」の展示商談会での成約額・見込み額の合計金額

計 2,560 万円以上

3. 公募への参加資格

- (1) 単独の法人、若しくは複数の法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）であること。ただし、複数のコンソーシアムの構成員となって参加、又は単独の法人とコンソーシアムの構成員として重複参加することはできない。
また、コンソーシアムを結成し参加する場合は、構成員のいずれかを代表者に定めた協定書を締結し、県にその写しを提出すること。
- (2) 単独の法人、コンソーシアムの構成員は、次の各号の要件をすべて満たすこと。
 - ① 前記2の業務の内容を実施することができる者
 - ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に該当すると認められる事実があった後、2年を経過しない者でないこと。
 - ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立て、又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による破産手続き開始の申し立てが行われている者でないこと。
 - ⑤ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受け、その措置の期間が満了していない者でないこと。
 - ⑥ 直近1事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
 - ⑦ 都道府県税に関し、次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 島根県内に事業所を有する者にあつては、直近1事業年度の県税の滞納がないこと。
 - イ 島根県内に事業所を有しない者にあつては、主たる事業所の所在地の都道府県における直近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと。
 - ⑧ 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 単独の法人、若しくはコンソーシアムの構成員が、島根県暴力団排除条例（以下、「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団であること。
 - イ 単独の法人、若しくはコンソーシアムの構成員の役員等（法人の場合は、その役員並びにその支店及び事務所の代表者、その他の団体の場合は、代表者及び役員を言う。以下同じ。）が、条例第2条第3号に規定する暴力団員であること。
 - ウ 次のいずれかに該当する暴力団、又は暴力団員と密接な関係を有すること。
 - ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与している者
 - ・役員等が自己、自社、若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - ・役員等が暴力団、又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ・役員等が暴力団、又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - エ その他、当該公募に選定されることが暴力団、及び暴力団員の利益となると認められる者であること。

4. 応募手続き等

(1) スケジュール

| | |
|---------------|---|
| 2月14日（金） | 公募開始 （募集要領の配布、質問書・企画提案参加表明書・企画提案書の提出受付の開始） |
| 2月26日（水）17時まで | 企画提案参加表明書の提出期限 |
| 3月3日（月）（予定） | 参加資格の通知 |
| 3月4日（火）正午まで | 質問書の提出期限 |
| 3月10日（月）（予定） | 質問書に対する回答 |
| 3月12日（水）17時まで | 企画提案書の提出期限 |
| 3月25日（火）（予定） | プレゼンテーション、企画提案審査会の開催 |
| 3月下旬 | 選考結果の通知、契約準備 |

(2) 質問書の受付及び回答

本要領や資料の内容等についての質問は、以下のとおりとする。

① 質問方法

「質問書」（別記様式3）を下記(4)担当部局あて電子メールにて提出すること。

② 質問書の提出期限

令和7年3月4日（火）正午まで

③ 質問への回答日

令和7年3月10日（月）までに回答（予定）

④ 質問への回答方法

参加資格があると通知したすべての者に対し、電子メールにより回答する。

⑤ その他

本公募と関係のない内容に対する質問や、その他公正な審査を阻害する恐れのある質問等には回答しない。

(3) 応募費用の負担

本公募の応募に際して必要となる費用は、すべて応募者の負担とする。

(4) 担当部局

本公募の各種書類の提出先や問い合わせ先、受付時間は次のとおりとする。

所 属：島根県しまねブランド推進課 物産企画係 陶山

住 所：〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

連絡先：（電話）0852-22-6397

E-mail：shokusan@pref.shimane.lg.jp

受付時間9時から17時まで（土日祝祭日を除く）

5. 申請書類の内容及び提出方法

(1) 企画提案参加表明書

① 参加表明書の提出方法

企画提案への参加を希望する者は、以下の書類を持参又は郵送により提出すること。

なお、持参の場合の受付時間は9時から17時まで（土日祝祭日は除く）とし、郵便の場合は郵便書留による必着に限る。

| | 書類名 | 部数 |
|---|--|----|
| 1 | 企画提案参加表明書（別記様式1） ※コンソーシアムによる参加の場合は、協定書も提出すること | 1部 |
| 2 | 会社概要（会社案内や要覧など、会社組織や内容がわかるもの） ※コンソーシアムの場合は構成員すべてについて各1部提出すること | 1部 |
| 3 | 定款 | 1部 |
| 4 | 直近3ヵ年間分の決算報告書（事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、その他財務状況を明らかにする書類） ※会社設立後間もないなど、決算報告書が準備できない場合、可能な範囲で提出することとし、あわせて理由書を提出すること（様式任意） ※コンソーシアムの場合は構成員すべてについて各1部提出すること | 1部 |
| 5 | 島根県内に事務所を有する者は県税に係る納税証明書、島根県内に事務所を有しない者（島根県に納税義務のない者）は本店が所在する都道府県の法人事業税に滞納がないことの証明書 ※発行後3ヶ月以内の原本又は写し、コンソーシアムの場合は構成員すべてについて各1部提出すること | 1部 |
| 6 | 消費税及び地方消費税（国税）の納税証明書 ※発行後3ヶ月以内の原本又は写し、コンソーシアムの場合は構成員すべてについて各1部提出すること | 1部 |
| 7 | 誓約書（別記様式2） | 1部 |

② 参加表明書の提出期限

令和7年2月26日（水）17時まで

③ 参加表明書の提出先

本要領4（4）に同じ

④ 参加資格の通知日

令和7年3月3日（月）（予定）

⑤ 参加資格の通知方法

参加表明書を提出したすべての者に対し、電子メールにより通知する。

(2) 企画提案書

① 企画提案の方法

企画提案の提出を希望する者は、以下②の提案項目、提案内容を記載した企画提案書（詳細は別記様式4を参照）を7部（正本1部、副本6部）持参又は郵送^{*4}により提出すること。

※4：持参の場合の受付時間は9時から17時まで（土日祝祭日は除く）とし、郵便の場合は郵便書留による必着に限る。

② 企画提案内容

| | 提案項目 | 提案内容 |
|---|----------|---|
| 1 | 業務基本方針 | ○業務実施における考え方、方針など ○業務全体の年間スケジュール |
| 2 | 各業務の実施方法 | 2. 業務委託の内容の各仕様に基づき実施する業務の内容を具体的に記載 ○講座の実施 ・ 講座各回の講座内容及び開催時期・回数 ・ 主体的な意見交換を含む講座の実施スキーム ・ 講座各回終了後のフォローアップ体制 ○展示商談会出展 ・ 出展を予定する展示商談会の概要 ・ 出展を予定する展示商談会の選定理由 ・ 展示商談会の出展スケジュール |
| 3 | 業務実施体制 | ○業務の実施体制と担当者の経歴 |
| 4 | 業務委託料 | ○業務委託に係る各業務の内容と金額（見積書可） |

<企画提案書作成にあたっての補足事項>

- ・ 企画提案書は、以下の項目を記載すれば、任意の様式で差し支えない。
- ・ 用紙の大きさは、A4判片面（縦・横いずれも可）、横書き、左綴じを原則とし、図表等を含めて40ページ以内とすること。（図表等は必要に応じ、A3判の折り込みも可とする。）
- ・ 提出された企画提案書等は返却しない。
- ・ 必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。

③ 企画提案書の提出期限

令和7年3月12日（水）17時まで

④ 企画提案書の提出先

本要項4（4）に同じ

⑤ 企画提案に係る経費

企画提案に係る経費として、単独の法人による参加はその法人に、コンソーシアムによる参加は代表法人に対して10,000円（消費税等含む）を支払う。

ただし、業務委託先に決定した者及び資格審査により参加資格がないとされた者に対しては支払わない。

企画提案に係る経費は、業務委託先が決定した後、参加表明書に記載された銀行

口座に振り込む。

6. 評価・選定方法

(1) 評価の方法等

提出された企画提案書の審査については、別に設置する「売れる商品づくり事業受託事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）において、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容を、以下の審査項目により審査する。

| | 審査項目 | 評価内容 |
|---|--------|--|
| 1 | 業務方針 | ○事業の趣旨を理解し、的確な考え方に基づいた方針が立てられているか |
| 2 | 業務内容 | <講座開催> ○参加事業者全体に有効な講座内容となっているか ○参加事業者が主体的に商品づくりに取り組める実施内容となっているか ○売れる商品が完成すると見込めるか <展示商談会出展> ○新規販路獲得が見込める展示商談会か ○参加事業者の商談機会が十分確保されているか |
| 3 | 業務遂行能力 | ○確実に本業務を遂行しうる体制・ノウハウがあるか、責任をもって実行できるか ○実施スケジュールは適切か |
| 4 | 予算 | ○経費は適切に配分されているか |

(2) 企画提案のプレゼンテーション

① プレゼンテーションの方法

ア 審査会場における実地プレゼンテーションとする。

イ 提出された企画提案書について、企画提案者による説明を受けた後、質疑応答を行う。説明は30分以内、質疑応答は20分以内とする。

ウ 企画提案書を提出した者が多数の場合は、プレゼンテーション実施に先立ち書類審査を行う場合がある。書類審査の結果等については、対象者に別途通知する。

② プレゼンテーションの実施日（予定）※⁵

令和7年3月25日（火）

③ プレゼンテーションの実施場所（予定）※⁵

島根県職員会館（島根県松江市内中原町52）

※⁵：詳細は、企画提案者に別途通知する。

④ その他

ア プレゼンテーションへは、本業務の総括責任者及び担当者等が参加すること。参加人数は、1提案あたり3名を上限とする。

イ プレゼンテーションに参加しなかった場合は、辞退したものとみなす。

(3) 選定委員会の開催

① 選定の方法等

ア 選定委員会において審査を行い、最上位の者を委託先候補者に選定する。

イ 審査会が選定した者が辞退した場合は、次点となった提案者を委託先候補者とする。

② 審査結果の通知日

令和7年3月下旬

③ 審査結果の通知方法

ア 審査結果については、企画提案書提出者に対し、電子メールにより通知する。

イ 採択した企画提案は、実施方法・執行額などについて条件を付す場合がある。

④ その他

ア 審査結果や審査内容等に係る質問や異議は一切認めない。

イ 選定委員会による審査の結果、基準を満たす提案がなかった場合、又は企画提案書の提出がなかった場合は再度公募するものとする。

7. 委託先候補者選定後の手続きに関する留意事項

本業務に関する契約については、以下の事項に留意すること。

(1) 契約内容等の協議

- ・業務内容に関する細目事項等については、委託先候補者と県の間で協議のうえ契約内容を決定する。なお、協議のうえ企画提案の一部を変更する場合がある。
- ・委託先候補者と県との間で協議が整わない場合は辞退とし、次点の提案者を委託先候補者とし、同様に協議する。

(2) 契約方法

- ・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。
- ・別途契約書を作成する。
- ・県が定める予定価格の範囲内で契約を締結する。

(3) 一括下請け及び再委託の禁止

- ・業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、事前に県の承認を得た場合はこの限りではない。
- ・企画提案の段階で、上記承認を得る必要はない。

(4) 前金払

- ・本業務について、必要と認められる場合には、委託料の一部について前金払を行うことができる。
- ・前金払の請求及び精算については、別に定めることとする。

(5) 契約保証金

- ・本契約については、原則として島根県会計規則第 69 条第 1 項の規定により契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。
- ・契約保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令及び島根県会計規則を適用する。